

大口町告示第31号

大口町子育て世代包括支援事業に関する実施要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町子育て世代包括支援事業に関する実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、妊産婦及び乳幼児が安心して健康な生活ができるよう、利用者目線に立って、一貫性・整合性のある支援ができ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を提供することを目的として実施する大口町子育て世代包括支援事業（以下「包括支援事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (実施場所)

第2条 町は、包括支援事業を大口町保健センター及び大口町子育て支援センターにおいて実施する。

### (事業内容)

第3条 包括支援事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること。
- (2) 妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと。
- (3) 支援プランを策定すること。
- (4) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと。
- (5) 母子保健事業に関すること。
- (6) 子育て支援事業に関すること。

2 包括支援事業は、前項に掲げる事業を効果的に行うため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく利用者支援事業、母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく母子保健事業及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく子育て支援事業を活用して実施するものとする。

### (必要職員体制)

第4条 包括支援事業を効果的に実施するため、前条第1項に掲げる内容を実施する職員を次の各号に掲げる施設に、当該各号に定める者を1人以上配置するものとする。

(1) 大口町保健センター 保健師等の母子保健事業に関する専門的知識を有する者

(2) 大口町子育て支援センター 利用者支援専門員（保育士、社会福祉士等の有資格者で、かつ、子育て支援員研修を受講したもの）

（関係機関等との連携）

第5条 町長は、包括支援事業の実施にあたっては、関係団体、関係機関等に対し、包括支援事業の周知を行うとともに、緊密に連携するよう努めるものとする。

（守秘義務）

第6条 包括支援事業の従事者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（その他必要事項）

第7条 この要綱に定めるもののほか、包括支援事業の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。